



三重県公報

令和8年6月16日 (火)

第 728 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
391	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障がい福祉課)	2
392	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出	(同)	2
公 告			
	土地改良区役員の退任の届出	(農地調整課)	2
	土地改良区の定款変更の認可	(同)	2
	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	3
	同件	(同)	5
	同件	(同)	5
	同件	(同)	6
	同件	(同)	7
	同件	(同)	8
	同件	(同)	8
	同件	(同)	9
	同件	(同)	13
	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	16
	同件	(同)	16
	同件	(同)	17
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	18
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	18
	同件	(同)	18
	同件	(同)	19
	同件	(同)	19
	同件	(同)	19
特定調達公告			
	一般競争入札を行う旨	(デジタル改革推進課)	19
	同件	(警察本部)	24

告 示

三重県告示第 391 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 8 年 6 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指 定 年 月 日
薬局	ヤマジ薬局	志摩市大王町波切 1992-3		薬局	令和 8 年 5 月 1 日
薬局	エンゼル薬局 生桑店	四日市市生桑町 196 番地 4		薬局	令和 8 年 5 月 1 日
薬局	おごそ薬局	四日市市小古曾一丁目 4 番 5 号		薬局	令和 8 年 6 月 1 日

三重県告示第 392 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出がありました。

令和 8 年 6 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	医療機関の名称又は所在地		標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	変 更 年 月 日
		変更前	変更後			
訪問看護	みえ医療福祉生協 つ訪問看護ステーション	津市船頭町 1721 番地	津市寿町 16 番 24 号		訪問看護	令和 5 年 6 月 1 日
病院・診療所	済生会松阪市民病院	松阪市民病院	済生会松阪市民病院	歯科・口腔外科	口腔	令和 8 年 4 月 1 日
病院・診療所	済生会松阪市民病院	松阪市民病院	済生会松阪市民病院	眼科	眼科	令和 8 年 4 月 1 日
病院・診療所	済生会松阪市民病院	松阪市民病院	済生会松阪市民病院	整形外科	整形外科	令和 8 年 4 月 1 日
病院・診療所	済生会松阪市民病院	松阪市民病院	済生会松阪市民病院	泌尿器科	腎臓	令和 8 年 4 月 1 日

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

令和 8 年 6 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

松阪西黒部土地改良区（松阪市高須町 4649 番地）

退任理事

松阪市西黒部町 783 番地

浅 井 重 久

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、大安町石樽南外二大字土地改良区（いなべ市大安町石樽南 1852 番地 4）の定款の変更を認可しました。

令和 8 年 6 月 16 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 8 年 6 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

日永カヨーショッピングセンター
四日市市日永四丁目 2 番 41 号

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社日永華陽	三重県四日市市日永四丁目 2 番 41 号	高倉 衛
株式会社ワークマン	群馬県伊勢崎市柴町 1732 番地	小濱 英之

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社日永華陽	三重県四日市市日永四丁目 2 番 41 号	高倉 衛
株式会社ワークマン	群馬県伊勢崎市柴町 1732 番地	大内 康二

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社日永華陽	三重県四日市市日永四丁目 2 番 41 号	高倉 衛
スーパーサンシ株式会社	三重県四日市市河原田町 1301 番地	牧村 七三路
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	岡崎 双一
株式会社ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町 2-8	川部 将士
株式会社アルカスインターナショナル	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目 8 番 1	内山 誠一
株式会社川スミ	三重県桑名市大字大仲新田字新井水 67 番地 3	川澄 幸司
株式会社クロオーバー	愛知県名古屋市中区清水一丁目 704 番	伊藤 公一
服部 憲嗣	三重県四日市市広永町 631 番地	—
株式会社米乃家	愛知県名古屋市中区千種区内山二丁目 16 番 20 号	村瀬 昇平
三昌物産株式会社	三重県四日市市大字塩浜 180 番地	渡辺 大雄
有限会社成美堂	三重県四日市市諏訪栄町 21 番 5 号	松井 宏
ジーエット株式会社	東京都杉並区梅里一丁目 7 番 7 号	坂下 和志
株式会社ファッションヤマグチ	愛知県一宮市せんい一丁目 9 番 3 号	山口 浩一
株式会社ヨシユキ眞田屋呉服店	三重県四日市市泊町 5 番 14 号	眞田 育彦
トーベル株式会社	大阪府大阪市西区北堀江一丁目 18 番 1 号	杉本 重道
株式会社ジーフット	東京都中央区新川一丁目 23 番 5 号	木下 尚久
株式会社セリア	岐阜県大垣市外濠二丁目 38 番地	河合 映治

株式会社未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 6 番地	羽傘 秀幸
株式会社竹屋	三重県四日市市桜町 963-1	竹尾 純一
菅原 孝	愛知県愛知郡東郷町大字春木字白土 1-199	—
株式会社 i . i c o m p a n y	愛知県稲沢市西島一丁目 168 番地 2	石原 一郎
株式会社花きぬ	岐阜県海津市海津町高須町 722 番地 1	片桐 拓也
株式会社ライフスタイルイノベーション	東京都港区北青山三丁目 5 番 10 号	木津 英之
サンレジャン株式会社	愛知県蒲郡市八百富町一丁目 57 番地	榊原 治高
株式会社ネクサスエンタープライズ	大阪府大阪市中央区千日前一丁目 4 番 8 号	原本 一正
株式会社ポーラ	東京都品川区西五反田二丁目 2 番 3 号	小林 琢磨
株式会社NHC	愛知県名古屋市中村区名駅二丁目 35 番 22 号	鈴木 貞男
株式会社ワークマン	群馬県伊勢崎市柴町 1732 番地	小濱 英之

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社日永華陽	三重県四日市市日永四丁目 2 番 41 号	高倉 衛
スーパーサンシ株式会社	三重県四日市市河原田町 1301 番地	牧村 七三路
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	岡崎 双一
株式会社ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町 2-8	川部 将士
株式会社アルカスインターナショナル	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目 8 番 1	内山 誠一
株式会社川スミ	三重県桑名市大字大仲新田字新井水 67 番地 3	川澄 幸司
株式会社クロバー	愛知県名古屋市中村区清水一丁目 704 番	伊藤 公一
服部 憲嗣	三重県四日市市広永町 631 番地	—
株式会社米乃家	愛知県名古屋市中村区内山二丁目 16 番 20 号	村瀬 昇平
三昌物産株式会社	三重県四日市市大字塩浜 180 番地	渡辺 大雄
株式会社ファッションヤマグチ	愛知県一宮市せんい一丁目 9 番 3 号	山口 浩一
株式会社ヨシユキ眞田屋呉服店	三重県四日市市泊町 5 番 14 号	眞田 育彦
トーベル株式会社	大阪府大阪市西区北堀江一丁目 18 番 1 号	杉本 重道
株式会社ジーフット	東京都中央区新川一丁目 23 番 5 号	木下 尚久
株式会社セリア	岐阜県大垣市外濑二丁目 38 番地	河合 映治
株式会社未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 6 番地	羽傘 秀幸
株式会社竹屋	三重県四日市市桜町 963-1	竹尾 純一
菅原 孝	愛知県愛知郡東郷町大字春木字白土 1-199	—
株式会社 i . i c o m p a n y	愛知県稲沢市西島一丁目 168 番地 2	石原 一郎
株式会社花きぬ	岐阜県海津市海津町高須町 722 番地 1	片桐 拓也
株式会社ライフスタイルイノベーション	東京都港区北青山三丁目 5 番 10 号	木津 英之
サンレジャン株式会社	愛知県蒲郡市八百富町一丁目 57 番地	榊原 治高
株式会社ネクサスエンタープライズ	大阪府大阪市中央区千日前一丁目 4 番 8 号	原本 一正
株式会社NHC	愛知県名古屋市中村区名駅二丁目 35 番 22 号	鈴木 貞男
株式会社ワークマン	群馬県伊勢崎市柴町 1732 番地	大内 康二

3 変更年月日

令和 8 年 4 月 1 日

4 変更理由

2(1) 設置者の代表者変更のため

2(2) 店舗入替え等に伴う小売業者の変更のため

5 届出の日

令和8年5月20日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和8年6月16日から同年10月16日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和8年6月16日

三重県知事 一見勝之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ四日市富田

四日市市西富田字大宮田249番12号 ほか2筆

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
大和リース株式会社	大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号	北 哲弥

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
大和リース株式会社	大阪府大阪市中央区北浜4丁目1番1号 淀屋橋ゲートタワー25階	北 哲弥

3 変更年月日

令和8年5月11日

4 変更理由

設置者の住所の変更のため

5 届出の日

令和8年5月26日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和8年6月16日から同年10月16日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべ

き事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和8年6月16日

三重県知事 一見勝之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ鈴鹿Aゾーン
鈴鹿市住吉町字谷口 8922 ほか10筆

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
大和リース株式会社	大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号	北 哲弥

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
大和リース株式会社	大阪府大阪市中央区北浜4丁目1番1号 淀屋橋ゲートタワー25階	北 哲弥

3 変更年月日

令和8年5月11日

4 変更理由

設置者の住所の変更のため

5 届出の日

令和8年5月26日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和8年6月16日から同年10月16日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき

事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和8年6月16日

三重県知事 一見勝之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ鈴鹿Bゾーン
鈴鹿市住吉町字谷口 8946 ほか9筆

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
大和リース株式会社	大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号	北 哲弥

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
大和リース株式会社	大阪府大阪市中央区北浜4丁目1番1号 淀屋橋ゲートタワー25階	北 哲弥

- 3 変更年月日
令和8年5月11日
- 4 変更理由
設置者の住所の変更のため
- 5 届出の日
令和8年5月26日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和8年6月16日から同年10月16日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和8年6月16日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス阿下喜店
いなべ市北勢町阿下喜字中川原 3343 ほか
- 2 変更事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
大和リース株式会社	大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号	北 哲弥

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
大和リース株式会社	大阪府大阪市中央区北浜4丁目1番1号 淀屋橋ゲートタワー25階	北 哲弥

- 3 変更年月日
令和8年5月11日
- 4 変更理由
設置者の住所の変更のため
- 5 届出の日
令和8年5月26日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和8年6月16日から同年10月16日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 8 年 6 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス西明寺店
伊賀市西明寺 3248 番 ほか

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
大和リース株式会社	大阪府大阪市中央区農人橋二丁目 1 番 36 号	北 哲弥

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
大和リース株式会社	大阪府大阪市中央区北浜 4 丁目 1 番 1 号 淀屋橋ゲートタワー25 階	北 哲弥

3 変更年月日

令和 8 年 5 月 11 日

4 変更理由

設置者の住所の変更のため

5 届出の日

令和 8 年 6 月 2 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 8 年 6 月 16 日から同年 10 月 16 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 8 年 6 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス東員店
員弁郡東員町大字鳥取字華表 418 ほか

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
大和リース株式会社	大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号	北 哲弥

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
大和リース株式会社	大阪府大阪市中央区北浜4丁目1番1号 淀屋橋ゲートタワー25階	北 哲弥

3 変更年月日

令和8年5月11日

4 変更理由

設置者の住所の変更のため

5 届出の日

令和8年5月26日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和8年6月16日から同年10月16日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和8年6月16日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール東員

員弁郡東員町大字長深字抜井 267-1 番地 ほか 321 筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
エイチ・アンド・エムヘネス・アンド・マウリッツ・ジャパン株式会社	東京都渋谷区宇田川町 33-6 渋谷フラッグ 6 階	ルーカス セイファート
パセリエンタープライズ株式会社	滋賀県長浜市勝町 803 番地	松本 規義
ボンフカヤ株式会社	福岡市中央区天神四丁目 1 番 11 号	平山 真也
株式会社 adapt retailing	東京都港区港南 3-4-27 第二東運ビル 3F	佐藤 卓生
株式会社 CHELSEA New York	石川県野々市市御経塚 3-488	北方 康弘
株式会社 F・O・インターナショナル	兵庫県神戸市中央区磯上通 7 丁目 1-5	小野 行由

株式会社アダストリア	東京都渋谷区渋谷2丁目21番1号 渋谷ヒカリエ 27階	福田 三千男
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	愛知県名古屋市中東区上社1丁目901番地	白川 篤典
株式会社コックス	東京都中央区日本橋浜町1丁目2番1号 HF日本橋浜町ビルディング	三宅 英木
株式会社ジン	四日市市新正1-12-4	山本 篤
株式会社スタイルフォース	兵庫県神戸市中央区港島中町6丁目8番1	長元 明
株式会社ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町2番8号	立花 隆央
株式会社チュチュアンナ	大阪府大阪市中央区森ノ宮中央1-10-2	上田 崇敦
株式会社ナカザワ	滋賀県湖南市中央二丁目92番地	中澤 道盛
株式会社パルグループホールディングス	大阪府大阪市中央区道修町3丁目6番1号 京阪神御堂筋ビル10階	井上 隆太
株式会社ファイブフォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-60-7	上田 稔夫
株式会社メガスポーツ	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	神谷 秀和
株式会社ライトオン	茨城県つくば市小野崎260-1 ヒロサワつくばビル5F	藤原 祐介
株式会社ルルアーク	福岡県福岡市東区松島3丁目30-23	長友 伸二
株式会社川スミ	桑名市大字大仲新田字新井水戸67番地3	川澄 幸司
株式会社クロノス	東京都港区六本木7丁目15番7号	廣瀬 淳
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1丁目48番14号 第3デリカビル9階	木山 剛史
株式会社未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1 イオンタワー9F	松田 裕史
有限会社かわむらや	岐阜県海津市海津町高須町737-1	河村 真吾
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号 SKTビル6階	坂下 和志
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江尻 義久
株式会社ネクサスエンタープライズ	大阪府大阪市中央区日本橋二丁目7番13号 福永ビル2階A号室	原本 一正
イオンペット株式会社	千葉県市川市南八幡4-17-8 コスモス本八幡1F	米津 一郎
カンダキラット株式会社	岡山県津山市川崎1902-3	菅田 拓平
クレアーズ日本株式会社	東京都中央区日本橋人形町1丁目1番11号 日庄ビル2F	山口 義貴
ブランシェス株式会社	大阪府吹田市江坂町2-1-11 江坂山甚ビル3F	原 忠司
化粧品のみや株式会社	鈴鹿市東玉垣町2585-1	岩井 勝巳
株式会社Acceljapan	福井県鯖江市三六町2丁目5番11号 AJビルディング2F	大網 清数
株式会社CHISEI	愛媛県松山市余戸中6-11-34 ラフィネC	田中 成佳
株式会社アートネイチャー	東京都渋谷区代々木3-40-7	五十嵐 祥剛
株式会社アルカスインターナショナル	兵庫県神戸市中央区港島中町6-8-1 23F	内山 誠一
株式会社ウィゴー	東京都渋谷区恵比寿南1丁目16番3号	園田 恭輔
株式会社エイディーアール	愛知県岡崎市日名北町4-46 アピタ岡崎北店2階	竹之内 俊輝
株式会社キャン	東京都中央区銀座4丁目12番15号 歌舞伎座タワー18階	阿部 和則
株式会社ザ・キッド	東京都世田谷区駒沢2-1-1 第2山國ビル4F	竹花 秀勝
株式会社サンマルクカフェ	岡山県岡山市北区平田173-104	下山 能生
株式会社ジーフット	東京都中央区新川一丁目23番5号 新川イースト	木下 尚久

株式会社ショービ	静岡県浜松市東区植松町 1475-18	二村 眞行
株式会社ジンズ	群馬県前橋市川原町二丁目 26 番地 4	田中 仁
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕 2 丁目 38 番地	河合 映治
株式会社ティップトップ	東京都渋谷区千駄ヶ谷 1 丁目 10 番 7 号 HOPEビル 2F	手塚 正道
株式会社ナルミヤ・インターナショナル	東京都港区芝公園 2-4-1 芝パークビルB館 9F	石井 稔晃
株式会社ニトリ	北海道札幌市北区新琴似 7 条 1 丁目 2 番 39 号	似鳥 昭雄
株式会社バケット	岡山県岡山市北区平田 173-104	富樫 司
株式会社ポポンデッタ	東京都千代田区外神田 3-3-3	太田 和伸
株式会社みのや	埼玉県さいたま市中央区下落合 1050-2 与野太平ビル 3F	正木 宏和
株式会社ENTRUST	岐阜県岐阜市東明見町 18 番地	渡邊 健一
株式会社ライフスタイルイノベーション	東京都中央区晴海 1-8-10 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワー X 棟 25F	西川 信一
株式会社リレーション	静岡県沼津市三園町 3-3	岡田 直樹
株式会社星光堂	四日市市三ツ谷町 14-15	曲尾 悟志
株式会社田中ふとん店	愛知県一宮市本町 3 丁目 9 番 14 号	田中 公雄
株式会社日本オプティカル	愛知県名古屋市中区則武新町 2 丁目 22-7	高野 博道
上新電機株式会社	大阪府大阪市浪速区日本橋西 1-6-5	金谷 隆平
綿新産業株式会社	愛知県津島市今市場町 4 丁目 14 番地	伊藤 哲朗
有限会社オー・アール・エフ	愛知県名古屋市中区那古野一丁目 14 番 18 号 那古野ビル北館 213 号	古田 芳文
株式会社ソリッド	広島県広島市安佐南区高取南二丁目 20 番 26 号	平野 一貴
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南一丁目 11 番 5 号	野口 実
株式会社水甚	岐阜県岐阜市柳津町流通センター1-15-3	中村 好成
株式会社マイスタイリスト	鈴鹿市庄野共進 1 丁目 3-1	森田 洋輔
株式会社グローバルセレクション	福岡県福岡市城南区茶山 1-1-2	齋藤 一真
株式会社シナジーグローバル	大阪府大阪市淀川区西中島 6-1-3	田中 優佳子
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 1-4	井出 武美
株式会社シンキ	京都府久世郡久御山町佐山栗ノ脇 15 番地	信貴 豊長
クールカレアン株式会社	東京都品川区東品川 4-12-6 品川シーサイドキャナルタワー21 階	堀内 一夫
株式会社カジ・コーポレーション	愛知県一宮市三ツ井二丁目 28 番 23 号	花水 範明
株式会社コロワイド	神奈川県横浜市西区みなとみらい 2-2-1 ランドマークタワー12F	野尻 公平

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
エイチ・アンド・エムヘネス・アンド・マウリッツ・ジャパン株式会社	東京都渋谷区宇田川町 33-6 渋谷フラッグ 6 階	アネタ・ボクシンスカ
パセリエンタープライズ株式会社	滋賀県長浜市勝町 803 番地	松本 隆道
ボンフカヤ株式会社	福岡市中央区天神四丁目 1 番 11 号	吉本 丈一郎
株式会社 adapt retailing	東京都港区港南 3-4-27 第二東運ビル 3F	金親 卓生
株式会社 CHELSEA New York	石川県野々市市御経塚 3-488	今村 慎一郎
株式会社 F・O・インターナショナル	兵庫県神戸市中央区磯上通 7 丁目 1-5	秦 英貴

ナル		
株式会社アダストリア	東京都渋谷区渋谷2丁目21番1号 渋谷ヒカリエ 27階	北村 嘉輝
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	愛知県名古屋市中区上社1丁目901番地	白川 篤典
株式会社コックス	東京都中央区日本橋浜町1丁目2番1号 HF日本橋浜町ビルディング	三宅 英木
株式会社ジン	四日市市新正1-12-4	山本 篤
株式会社ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町2番8号	川部 将士
株式会社チュチュアンナ	大阪府大阪市中央区森ノ宮中央1-10-2	上田 崇敏
株式会社パルグループホールディングス	大阪府大阪市中央区道修町3丁目6番1号 京阪神御堂筋ビル10階	児島 宏文
株式会社ファイブフォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-60-7	風間 隆行
株式会社メガスポーツ	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	三浦 隆司
株式会社ルルアーク	福岡県福岡市東区松島3丁目30-23	長友 伸二
株式会社川スミ	桑名市大字大仲新田字新井水 67番地3	川澄 幸司
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1丁目48番14号 第3デリカビル9階	木山 剛史
株式会社未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1 イオンタワー9F	平川 雅隆
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江尻 英介
イオンベッ株式会社	千葉県市川市南八幡4-17-8 コスモス本八幡1F	米津 一郎
カンダキラット株式会社	岡山県津山市川崎1902-3	菅田 拓平
ブランシェス株式会社	大阪府吹田市江坂町2-1-11 江坂山甚ビル3F	泉 憲利
化粧品のみじや株式会社	鈴鹿市東玉垣町2585-1	岩井 勝巳
株式会社アートネイチャー	東京都渋谷区代々木3-40-7	五十嵐 祥剛
株式会社アルカスインターナショナル	兵庫県神戸市中央区港島中町6-8-1 23F	内山 誠一
株式会社キャン	東京都中央区銀座4丁目12番15号 歌舞伎座タワー18階	川部 将士
株式会社ショービ	静岡県浜松市東区植松町1475-18	二村 眞行
株式会社ジンズ	群馬県前橋市川原町二丁目26番地4	田中 亮
株式会社セリア	岐阜県大垣市外濠2丁目38番地	河合 映治
株式会社ティップトップ	東京都渋谷区千駄ヶ谷1丁目10番7号 HOPEビル2F	手塚 正道
株式会社ナルミヤ・インターナショナル	東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館9F	保坂 大輔
株式会社ニトリ	北海道札幌市北区新琴似7条1丁目2番39号	似鳥 昭雄
株式会社ポポンデッタ	東京都千代田区外神田3-3-3	太田 和伸
株式会社みのや	埼玉県さいたま市中央区下落合1050-2 与野太平ビル3F	正木 宏和
株式会社ライフスタイルイノベーション	東京都中央区晴海1-8-10 晴海アイランドトリートンスクエアオフィスタワーX棟25F	西川 信一
株式会社リレーション	静岡県沼津市三園町3-3	岡田 直樹
株式会社星光堂	四日市市三ツ谷町14-15	曲尾 悟志
株式会社田中ふとん店	愛知県一宮市本町3丁目9番14号	田中 公雄
株式会社日本オプティカル	愛知県名古屋市中区則武新町2丁目22-7	高野 博道
株式会社J o s h i n	大阪府大阪市浪速区日本橋西1-6-5	金谷 隆平
綿新産業株式会社	愛知県津島市今市場町4丁目14番地	伊藤 哲朗
有限会社オー・アール・エフ	愛知県名古屋市中区那古野一丁目14番18号 那古野ビル北館213号	古田 芳文

株式会社ソリッド	広島県広島市安佐南区高取南二丁目 20 番 26 号	平野 一貴
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南一丁目 11 番 5 号	野口 実
株式会社水甚	岐阜県岐阜市柳津町流通センター1-15-3	中村 好成
株式会社グローバルセレクション	福岡県福岡市城南区茶山 1-1-2	齋藤 拓也
株式会社シナジーグローバル	大阪府大阪市淀川区西中島 6-1-3	田中 優佳子
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 1-4	古澤 康之
株式会社シンキ	京都府久世郡久御山町佐山栗ノ脇 15 番地	信貴 豊長
クールカレアン株式会社	東京都品川区東品川 4-12-6 品川シーサイドキャナルタワー21 階	堀内 一夫
株式会社お宝創庫	愛知県半田市岩滑中町 2-105	國本 渉
ジーエット株式会社	東京都杉並区梅里 1-7-7	石野 孝司
株式会社アグロワークス	神戸市長田区南駒栄町 1-7	安黒 千能
株式会社アエナ	東京都世田谷区三軒茶屋二丁目 2	馬場 雅子
株式会社 T r u s t	大阪府東大阪市下小阪 4 丁目 8 番 34	多川 一馬
株式会社 S I	札幌市北区北 9 条西 3 丁目 10-1	森永 敬和
株式会社オールハーツ・カンパニー	愛知県名古屋市中区栄 2-4-18	四方田 豊
株式会社 COST STAT I O N	名古屋市中区新栄一丁目 22 番 10 号	瀬畑 幸人
株式会社 S E K A I E	東京都新宿区西早稲田 2-18-23-70	幸田 よしのり
スマートツール株式会社	岐阜県岐阜市芋島 3-6-20	三輪 哲久
株式会社ティーガイア	東京都渋谷区恵比寿 4 丁目 1 番 18 号	知識 賢治
楽天トータルソリューションズ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目 14-1	染川 芳宏
株式会社オーレンジ	愛知県岡崎市羽根西新町 2 番地 16	村松 和男

3 変更年月日

令和 8 年 5 月 26 日

4 変更理由

店舗入替え等に伴う小売業者の変更のため

5 届出の日

令和 8 年 5 月 26 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 8 年 6 月 16 日から同年 10 月 16 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 8 年 6 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール明和

三重県多気郡明和町大字中村字長波賀 1223 番地 ほか 71 筆

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
-
- (変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号	大山 一也

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号	米山 学朋

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
-
- (変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	井出 武美
株式会社大谷	新潟県新潟市江南区亀田工業団地一丁目 3 番 5 号	堂田 尚子
株式会社ジーフット	東京都中央区新川一丁目 23 番 5 号	木下 尚久
株式会社オンワード樫山	東京都中央区日本橋三丁目 10 番 5 号	長谷川 恒則
株式会社ツジオカ	伊勢市曾祢一丁目 8 番 16 号	辻岡 良幸
株式会社ワールド	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目 8 番 1	上山 健二
エステールホールディングス株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 13 号	丸山 雅史
株式会社日宝堂	伊勢市一之木二丁目 12 番 10 号	奥野 俊寛
株式会社三峰	東京都中野区弥生町六丁目 10 番 11 号	川村 益充
株式会社コックス	東京都中央区日本橋浜町一丁目 2 番 1 号	寺脇 栄一
上新電機株式会社	大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目 6 番 5 号	金谷 隆平
株式会社宮脇書店	香川県高松市丸亀町 4 番地の 8	宮脇 範次
株式会社ライトオン	茨城県つくば市小野崎 260-1	藤原 祐介
株式会社ヌーボーガール	津市鳥居町 275 番地	松井 秀文
株式会社ほていや	愛知県名古屋市中区平和 2-2-17	猪飼 千寿子
有限会社 B E U P	松阪市船江町 523 番地 6	大森 実
パセリエンタープライズ株式会社	滋賀県長浜市勝町 803 番地	松本 規義
谷口石油株式会社	四日市市鶴の森一丁目 13 番 43 号	中村 壽雄
株式会社バリュープランニング	兵庫県神戸市中央区坂口通七丁目 2 番 17 号	井元 憲生
株式会社アダストリア	茨城県水戸市三丁目 1 番 27 号	福田 三千男
株式会社カインズ	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目 2 番 1 号	高家 正行
株式会社盛田	青森県八戸市大字三日町 14 番地 1	盛田 明
株式会社セリア	岐阜県大垣市外濠二丁目 38 番地	河合 映治
株式会社ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町 2 番 8 号	立花 隆央
林 鴻武	松阪市南町 25 番地	—
株式会社 C H E L S E A N e w Y o r k	石川県金沢市矢木二丁目 395 番地 1	北方 康弘
有限会社タキガワ	伊勢市宮後二丁目 9 番 38 号	滝川 和彦
株式会社チュチュアンナ	大阪府大阪市阿倍野区天王寺町北二丁目 3 番 1 号	上田 利昭
株式会社ナカザワ	滋賀県湖南市中央二丁目 92 番地	中澤 道盛
株式会社メガネトップ	静岡県静岡市葵区伝馬町 8 番地の 6	富澤 昌宏

株式会社ムカイ	静岡県静岡市駿河区中野新田 125 番地の 1	向井 正太郎
株式会社ジンズ	群馬県前橋市川原町二丁目 26 番地 4	田中 仁
株式会社ディーエイチシー	東京都港区南麻布二丁目 7 番 1 号	吉田 嘉明
化粧品のみじや株式会社	鈴鹿市東玉垣町 2585 番地の 1	岩井 勝己
株式会社キャン	岡山県岡山市北区幸町 2 番 8 号	立花 隆央
株式会社プラザクリエイト	東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号	大島 康広
株式会社シシュノン	愛知県名古屋市中千種区星ヶ丘元町 16 番 11 号	鈴木 周二
植本 優	津市一身田上津部田 1547 番地 61	—
有限会社ルネ	伊勢市宮後二丁目 2 番 13 号	山口 幸一
株式会社イオンファンタジー	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	藤原 信幸

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	古澤 康之
株式会社大谷	新潟県新潟市江南区亀田工業団地一丁目 3 番 5 号	堂田 尚子
株式会社ジーフット	東京都中央区新川一丁目 14 番 1 号	木下 尚久
株式会社オンワード樫山	東京都中央区日本橋三丁目 10 番 5 号	保元 道宣
エステールホールディングス株式会社	東京都中央区銀座一丁目 19 番 7 号	丸山 雅史
株式会社日宝堂	伊勢市一之木二丁目 12 番 10 号	奥野 俊寛
株式会社コックス	東京都中央区日本橋浜町一丁目 2 番 1 号	村上 竹司
株式会社 J o s h i n J o s h i n C o r p o r a t i o n	大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目 6 番 5 号	高橋 徹也
株式会社宮脇書店	香川県高松市丸亀町 4 番地の 8	宮脇 範次
株式会社ライトオン	東京都台東区元浅草二丁目 6 番 6 号	大峯 伊索
株式会社ほていや	愛知県名古屋市中区平和 2-2-17	猪飼 千寿子
バセリエンタープライズ株式会社	滋賀県長浜市落合町 645 番地	松本 規義
谷口石油株式会社	四日市市鶴の森一丁目 13 番 43 号	中村 壽雄
株式会社アダストリア	東京都渋谷区渋谷二丁目 21 番 1 号	北村 嘉輝
株式会社カインズ	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目 2 番 1 号	高家 正行
株式会社盛田	青森県八戸市大字三日町 14 番地 1	盛田 明
株式会社セリア	岐阜県大垣市外瀬二丁目 38 番地	河合 映治
株式会社ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町 2 番 8 号	川部 将士
林 鴻武	松阪市南町 25 番地	—
株式会社 CHELSEA New York	石川県野々市市御経塚三丁目 488 番地	今村 慎一郎
有限会社タキガワ	伊勢市宮後二丁目 9 番 38 号	滝川 和彦
株式会社チュチュアンナ	大阪府大阪市阿倍野区天王寺町北二丁目 3 番 1 号	上田 崇敦
株式会社ジンズ	群馬県前橋市川原町二丁目 26 番地 4	田中 亮
株式会社キャン	岡山県岡山市北区幸町 2 番 8 号	川部 将士
株式会社シシュノン	愛知県名古屋市中千種区星ヶ丘元町 16 番 11 号	鈴木 周二
植本 優	津市一身田上津部田 1547 番地 61	—
有限会社ルネ	伊勢市宮後二丁目 2 番 13 号	山口 幸一
株式会社イオンファンタジー	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	藤原 信幸
株式会社アダストリア	東京都渋谷区渋谷二丁目 21 番 1 号	北村 嘉輝

クールカレアン株式会社	東京都品川区東品川四丁目 12 番 6 号	堀内 一夫
杉原政善	三重県津市一身田上津部田 1547 番地 61	—
株式会社FRUNQAVAN	三重県伊勢市中須町 1331-6	中西 貞生
株式会社LOGIC	三重県多気郡明和町中村 1223	吉田 嘉明
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27 番地の 1	江尻 英介
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南 1 丁目 11 番 5 号	服部 喜一郎
株式会社日本オブティカル	愛知県名古屋市区則武新町 2 丁目 22 番 7 号	前田 貴志

3 変更年月日

2(1) 令和 8 年 4 月 1 日

2(2) 令和 8 年 5 月 15 日

4 変更理由

2(1) 設置者の代表者変更のため

2(2) 店舗入替え等に伴う小売業者の変更のため

5 届出の日

令和 8 年 6 月 4 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 8 年 6 月 16 日から同年 10 月 16 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により、津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 8 年 6 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

久居インターガーデン（Bブロック）

津市久居明神町風早 2381-2 ほか 30 筆

2 津市から聴取した意見

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

意見なし

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和 8 年 6 月 16 日から同年 7 月 16 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 8 年 6 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) アクロスプラザ四日市

四日市市大字東阿倉川字岡山 43 番地 9

2 四日市市から聴取した意見

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

① 児童生徒の安全確保

店舗近隣は山手中学校・大谷台小学校区に位置し、児童生徒の通学路や行動範囲が来客および業者車両

の運行経路と重複することから、交通整理員等の人的配置を含め、安全確保に十分万全を期すこと。

(2) 騒音の発生に係る事項

① 排ガス・騒音の軽減

来店車両や搬入車両等のアイドリング禁止を徹底し、駐車場から発生する排気ガスや騒音の軽減に努めること。

② 荷捌き作業等の配慮と苦情対応

搬入車両の入庫および荷捌き作業の実施にあたっては、周辺住民からの苦情が発生しないよう十分に配慮すること。また、実際に苦情が発生した際には、真摯かつ迅速に対応を行うこと。

③ 法令等の遵守と必要な措置

騒音規制法、振動規制法および三重県生活環境の保全に関する条例に基づく届出が必要な場合は、環境政策課へ必要な手続きを行うこと。なお、騒音予測結果において規制基準を超過する地点が認められることから、特定事業場に該当する場合は、敷地境界において規制基準を遵守するために必要な措置を講じること。

(3) 廃棄物に係る事項

① 事業系一般廃棄物の適正処理

事業活動に伴って生じる一般廃棄物は、事業者自らの責任において適正に処理すること。

② 産業廃棄物の混入防止と事前確認

四日市市クリーンセンターへ搬入できるのは一般廃棄物のみであるため、産業廃棄物を混入させないこと。また、同センターへ搬入する際は、廃棄物搬入許可の要否について、あらかじめ生活環境課廃棄物対策室に確認すること。

(4) その他の事項

① 地域住民への周知と協議

周辺住民の日常生活に支障をきたさないよう、当該店舗の出店計画について周辺の地元自治会をはじめ地域住民に広く周知すること。また、本計画に伴い周辺住民の生活環境に生じ得る諸問題等については、早急に対応策を地元と協議し、その解決を図ること。

② 環境関連法令の事前協議

環境関連法令等に該当する施設を設置する場合は事前に届出が必要となるため、あらかじめ環境政策課と協議を行うこと。

③ 青少年の健全育成への協力

青少年の健全育成のため、青少年のみまもり活動等に協力すること。また、こども未来課青少年育成室の補導員等が街頭パトロール巡回を実施する際には、理解と協力を示すこと。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和8年6月16日から令和8年7月16日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により伊勢市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和8年6月16日

三重県知事 一見勝之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス伊勢小俣店

伊勢市小俣町相合 471

2 伊勢市から聴取した意見

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

① 周辺道路の混雑緩和と安全対策

周辺道路の渋滞を防止するため、特にオープン時など多数の来客が予想される期間においては、交通誘導警備員を適切に配置し、周辺道路の安全確保と混雑緩和に努めること。

② 通学路の安全確保

店舗周辺の道路は小俣小学校および小俣中学校の児童・生徒の通学路となっているため、登下校時間帯を含め、児童・生徒が安全に通行できるよう十分配慮すること。

(2) 騒音の発生に係る事項

① 施工時の環境配慮と法令遵守

工事期間中を含め、騒音、振動、粉じん等の発生に十分留意して施工すること。また、騒音規制法、振動規制法、三重県生活環境の保全に関する条例の規制対象となる建設作業の実施や施設の設置を行う場合は、各法令等に基づく諸届け出を漏れなく行うこと。

② 学校教育環境への配慮

周辺にある小中学校の授業の妨げとならないよう、騒音や振動の抑制に十分配慮すること。

(3) 廃棄物に係る事項

意見なし

(4) その他の事項

① 水処理基準の遵守

排水計画等に当たっては、「伊勢市土地開発事業指導要綱設計審査基準第 8 条（下水処理に関する設計審査基準）」を厳守すること。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和 8 年 6 月 16 日から令和 8 年 7 月 16 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局北勢国道事務所長から通知がありました。

令和 8 年 6 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和 8 年 5 月 22 日から同年 9 月 30 日まで

3 作業地域

四日市市八王子町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 8 年 2 月 27 日に終了した旨、国土交通省不動産・建設経済局地理空間情報課長から通知がありました。

令和 8 年 6 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（基準点測量座標補正、地籍基本細部測量及び街区点測量（車載写真レーザ測量））

2 作業地域

津市上浜町六丁目、同市大谷町及び同市一身田上津部田

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 8 年 5 月 13 日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

令和 8 年 6 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業地域

鈴鹿市地子町、同市道伯町、同市三日市南三丁目、同市三日市町、同市安塚町及び同市末広町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 8 年 5 月 15 日に終了した旨、三重県桑名農政事務所長から通知がありました。

令和 8 年 6 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業地域
桑名市多度町上之郷

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 8 年 5 月 27 日に終了した旨、三重県伊賀建設事務所長から通知がありました。

令和 8 年 6 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
名張市黒田

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 8 年 5 月 27 日に終了した旨、三重県伊賀建設事務所長から通知がありました。

令和 8 年 6 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（数値図化測量）
- 2 作業地域
伊賀市の一部

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 8 年 6 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務名
三重県電子申請・届出システム構築及び運用・保守業務委託
 - (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 委託期間
契約締結の日から令和 15 年 3 月 31 日（木）までとします。
 - (4) 委託業務履行場所
三重県津市広明町 13 番地 三重県庁本庁舎
 - (5) 総合評価方式による一般競争入札
本入札は、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。
 - (6) 評価基準額
67,379,400 円（消費税及び地方消費税を含みます。）

※ 評価基準額は、予定価格ではありません。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和8年6月30日（火）15時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては7(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、技術提案書等を7(6)に掲げる日時、場所及び方法により提出してください。落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

5 技術提案書の作成について

提案書記入要領に基づき作成してください。

6 技術提案書聴取会の実施について

(1) 評価基準表に沿って技術提案書聴取会を行いますので、責任者（プロジェクトマネージャ）の出席をお願いします。

(2) 詳細は7(7)に示す日程及び方法により実施します。

7 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県総務部総務課総務班 担当 田川、宮崎

電話 059-224-2190 ファクシミリ 059-224-3170

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県総務部デジタル推進局デジタル改革推進課デジタル県庁推進班 担当 高野、西口

電話 059-224-2796 ファクシミリ 059-224-2520

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和8年8月3日（月）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和8年7月3日（金）17時までに本システム上で通知を行います。

② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和8年7月3日（金）17時までに通知書を発送します。

(6) 技術提案書等提出の日時及び方法等

ア 日時

令和8年7月6日（月）から令和8年7月10日（金）15時まで

イ 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県総務部デジタル推進局デジタル改革推進課デジタル県庁推進班 担当 高野、西口

ウ 方法

提案書等の提出方法については、原則、郵送とします。郵送による場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便としてください（上記期間内必着）。

ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、7(2)に掲げる担当部局に持参する日時について調整を行ってください。

また、郵送とする場合は封筒等の外側に「三重県電子申請・届出システム構築及び運用・保守業務委託提案書等在中」と記載してください。

(7) 技術提案書聴取会の実施

ア 日程は次のとおりです。

なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。

令和8年7月23日（木）予定

イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は45分とし、うち説明は15分以内、デモンストレーションは15分以内とします。

エ 出席者は、6(1)の責任者（プロジェクトマネージャ）を含め3名以内とします。

(8) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和8年8月3日（月）15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和8年8月3日（月）15時

なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県総務部総務課総務班

案件名 三重県電子申請・届出システム構築及び運用・保守業務委託入札書在中

(9) 開札の日時及び場所

日時 令和8年8月3日（月）15時10分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県総務部総務課

(10) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額

の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときに除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において、別記「落札候補者決定基準」に規定する合計点が最も高く、かつ、同基準4(1)から(3)に規定する要件を満たさない者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

8 その他

(1) 入札に関する質疑応答の実施

当該入札に質疑（入札手続、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札又は契約に関する一切の事項）がある場合は、以下の質疑提出締切日時までに本システム質疑応答機能から質疑等を行ってください。ただし、書面による入札者にとっては、当該締切日時までに7(1)の場所へ書面（ファクシミリ可）で質疑申請を行ってください（必着）。全ての質疑への回答は、入札情報サービスシステムの入札予定（公告）詳細情報で行います。

質疑提出締切日時 令和8年6月23日（火）15時まで

結果回答 令和8年6月26日（金）17時までに行います

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(5) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(6) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

- (7) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (8) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

9 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract:
Development, operation and maintenance of the electronic application system
- (2) Bid Submission Deadline:
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Monday, August 3, 2026.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 3:00 P.M. on Monday, August 3, 2026.
- (3) Date and Time for the Open Bidding:
The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:10 P.M. on Monday, August 3, 2026.
- (4) Managing Authority:
Public Administration Reforms and Digital Transformation Division, Department of General Affairs,
Digital Promotion Bureau, Mie Prefecture
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
TEL:059-224-2796

別記 落札候補者決定基準

1 基本的な考え方

落札候補者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、提案内容の評価に入札価格の評価を加算する「総合評価方式」を採用し、合計点の最も高い入札者を落札候補者とします。

- (1) 提案内容の評価
提案内容を公平かつ客観的に評価するため、資料4別紙1「提案書評価基準表」に基づき評価し、「技術評価点」を与えます。
- (2) 入札価格の評価
入札価格については、後に示す計算式に基づき、入札価格に対する「価格評価点」を与えます。
- (3) 技術評価点と価格評価点の比率
技術評価点と価格評価点のバランスについては、3対1とします。
- (4) 合計点の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応
以下の順で落札候補者を決定します。
- ア 入札者それぞれの「技術評価点」及び「価格評価点」が異なる場合
「技術評価点」が高い者を落札候補者とします。
- イ 入札者それぞれの「技術評価点」及び「価格評価点」が同じ場合
当該入札者間で三重県電子調達システム（物件等）を利用したくじ引きを実施し、落札候補者を決定します。

2 提案内容の評価

- (1) 前提条件
提案書は、資料3「提案書記入要領」、資料4別紙1「提案書評価基準表」にて定める様式・記述要領等を満たしてください。前述の様式・記述要領等を著しく逸脱している場合には、本県の判断により評価対象外とする可能性があります。
- (2) 評価体系
大きく以下4つの大項目に分け評価を実施します。
- 提案要素1 基本的事項
提案要素2 機能要件の実現
提案要素3 非機能要件の実現
提案要素4 デモンストレーション
- (3) 大項目配点
「技術評価点」の満点を3,000点として、次のように点数を配点します。

- 提案要素 1 基本的事項：700 点（6 項目）
提案要素 2 機能要件の実現：1,100 点（6 項目）
提案要素 3 非機能要件の実現：900 点（7 項目）
提案要素 4 デモンストレーション：300 点（2 項目）

(4) デモンストレーション

- ア デモンストレーションは、別途案内する技術提案書聴取会において、技術提案内容の説明後に実施します。
- イ システム操作の様子を事前に収録した動画を、技術提案書聴取会会場において投影することでデモンストレーションとします。
- ウ 動画の長さは合計 15 分以内とします。
- エ 技術提案書聴取会でリアルタイムにシステム操作し、デモンストレーションすることは原則として認めません。
- オ 音声説明は、動画内での事前のナレーション収録、または、技術提案書聴取会での説明者による口頭説明のどちらでも構いません。

(5) 技術評価点の考え方

- 評価項目単位（以下「項目評価点」といいます）の採点は、原則 0～10 点までの 11 段階で採点します。
- 「項目評価点」は、各委員が評価した点数の合計を委員数で割った平均点に提案書評価基準表に示す各評価項目の比重を乗じた点数とします。
- 「項目評価点」の有効数字は、小数点以下 1 桁までを有効とし、小数点以下 2 桁目で四捨五入します。
- 「技術評価点」は、「項目評価点」の合計とします。

3 入札価格の評価

「価格評価点」の満点を 1,000 点とし、以下の計算式で算出します。

$$\text{「価格評価点」} = 1,000 \times (1 - X / K)$$

X：入札価格（円）

※ 令和 8 年度から令和 14 年度の総合計が入札価格となります。

K：評価基準額（円）

※ 有効数字は、小数点以下 7 桁目までとし、小数点以下 8 桁目以降は切り捨てとします。

※ 入札価格の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（該当金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

4 落札候補者の決定方法

落札候補者の決定に当たっては、原則として「価格評価点」及び「技術評価点」の合計が最も高い者を落札候補者とします。ただし、下記の要件をいずれか 1 つでも満たす者は落札候補者としません。

- (1) 入札価格が、資料 1「調達説明書（仕様書）」の「3 評価基準額」で示した評価基準額を超えている。
- (2) 資料 3 別紙 4「機能要件対応表」で示した必須項目に非対応の機能がある。
- (3) 技術評価点が 1,000 点未満。

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 8 年 6 月 16 日

三重県警察本部長 谷 井 義 正

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

- 出勤服（ドライ・ストレッチ仕様）上衣 1,181 着
出勤服（ドライ・ストレッチ仕様）下衣 1,181 着
略帽（ドライ・ストレッチ仕様） 1,085 個

(2) 契約の特質等

購入物品の性能に関し、本件調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

令和8年12月11日（金）

(4) 履行場所（納入場所）

三重県警察各所属所在地

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ (ア)から(ウ)までのいずれかの要件を満たしていること。

(ア) 過去3年間に三重県警察又は他の都道府県警察へ同種物品を納入した実績があること。

(イ) 過去3年間に三重県警察が実施した同種物品の入札（見積合せ）に参加した実績があること。

(ウ) 5(4)の期間に見本品を提出し、三重県警察本部警務部会計課の承認を得ていること。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書及び(4)に掲げる書類を令和8年7月14日（火）12時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)、(3)及び(5)から(8)までの書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書（第1号様式）

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(4) 2(2)エを満たしていることが証明できる書類。ただし、過去3年間に三重県警察へ同種物品を納入した実績を有する場合及び過去3年間に三重県警察が実施した同種物品の入札（見積合せ）に参加した実績がある場合、証明書類の提出を免除する。

(5) 電子契約を希望する場合は、電子契約利用意向兼メールアドレス確認書

(6) 原反の品質及び出荷引受証明書

(7) 縫製引受証明書

(8) 明細書

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部警務部会計課調達係 担当 臼井

電話 059-222-0110（内線）2262 ファクシミリ 059-226-9917

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 見本品の提出方法

本公告日から令和8年6月23日(火)17時まで5(1)の場所へ提出してください。
提出時間は、平日8時30分から17時まで(土、日及び祝日を除く。)

(5) 調達説明書(仕様書)の配布方法

ア 調達説明書

本公告日から令和8年7月28日(火)まで調達システムにより提供します。

イ 仕様書

本公告日から令和8年7月1日(水)17時まで5(1)の場所で配布します。
配布時間は、平日8時30分から17時まで(土、日及び祝日を除く。)
仕様書は、開札後に返却していただきます。

(6) 入札参加資格確認結果の通知

ア 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合

令和8年7月21日(火)17時まで本システム上で通知を行います。

イ 書面による競争入札参加資格確認申請の場合

令和8年7月21日(火)17時まで通知書を発送します。

(7) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和8年7月28日(火)15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和8年7月28日(火)15時

なお、入札書につきましては、郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考えて投函してください。

※ 入札書が、入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

送付先

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目850番地
宛 先 津塔世橋郵便局留め
受取人 三重県警察本部警務部会計課調達係
案件名 出動服上衣ほか2件の購入入札書在中

(8) 開札の日時及び場所

日時 令和8年7月28日(火)15時10分

場所 三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部警務部会計課

(9) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときは除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Dispatch uniform jacket and other 2 kinds as specified.

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Tuesday, July 28, 2026.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 3:00 P.M. on Tuesday, July 28, 2026.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:10 P.M. on Tuesday, July 28, 2026.

(4) Managing Authority:

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters
1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code:514-8514
TEL:059-222-0110 (EXT.2262)
FAX:059-226-9917

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
